

新型コロナウイルス感染症に係る 危機関連保証の認定を受けられる方

【認定の条件】

本店(個人事業主の方は主たる事業所)の所在地が葛飾区にある中小企業者で次のいずれにも該当する方。

(イ)葛飾区において **1年間以上**継続して事業を行っていること。

(ロ)新型コロナウイルスによる信用収縮の発生に起因して、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して **15%以上**減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して **15%以上**減少することが見込まれること。 様式第 6-1

上記の規定に関わらず、**業歴3か月以上1年1か月未満の場合**、あるいは前年以降、**事業拡大等**により前年比較が適当でない特段の事情がある場合で、**最近1か月の売上高**(注)が、次のいずれかと比較して **15%以上**減少している方は、認定します。

(a) 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高 様式第 6-2

(b) 令和元年12月の売上高 様式第 6-3

(c) 令和元年10月～12月の売上高平均額 様式第 6-4

(注) **最近1か月間の比較が適当でない場合は、最近6か月等の平均の売上高と各比較対象期間との比較も認めます。**

【必要書類】

- ① 認定書 1部(融資相談窓口あるいはホームページ上にあります。)
- ② 実印 (個人の場合)個人の印鑑登録印、(法人の場合)会社の印登録印
- ③ 印鑑証明書 2通(現在、信用保証協会の利用があり、記載事項に変更のない場合は1通。)
*(個人の場合)個人の印鑑証明書、(法人の場合)法人の印鑑証明書
- ④ 登記簿謄本 2通(法人のみ必要、同上の場合は1通。)
- ⑤ 決算書類一式 及び 確定申告書 1期分
- ⑥ 売上の減少がわかるもの(最近1か月間※と前年同月及びその後2か月を含む3か月間の売上台帳等)

※最近とは、原則として前月分までを指します。ただし、認定日が15日までであれば、前々月分までを認めます。

また、**最近1か月間の比較が適当でない場合は、最近6か月等の平均の売上高の各比較対象期間との比較も認めます。**

【認定の面接】

認定を受けるには面接が必要となります(8月1日以降、事前予約制となります)。また、**金融機関の担当者による代理申請もできます**(委任状が別途必要)。

場所:葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか

【利用できる主な融資】東京都制度融資 感染症対応融資(全国制度) など

融資限度額 無担保 4,000万円 利子補給 全額補給(融資実行後3年間) 信用保証料補助 全額補助

※融資の実行には、本認定の他に、東京信用保証協会の保証を得ることが必要となります。詳しくは申込窓口でお尋ねください。

【予約・お問い合わせ先】 葛飾区産業経済課経営支援係 TEL:3838-5556

平日の午前8時30分～午後5時まで